

山形県看護協会「出前授業」講師派遣事業実施要項

1. 目的 公益社団法人として、県民や小・中・高校生に対する「いのちの教育」「性の健康に関する知識」及び「看護の仕事」「進路相談」等の授業を通し、生命や性、キャリア形成、看護の仕事への理解と関心を促し、青少年の健全な育成に寄与する。また各年代、および幅広い対象に対して実施することにより、県民に向けた「いのちの教育」の普及・啓発活動を推進していくことを目的とする。
2. 事業内容 依頼のあった学校等に山形県看護協会の「性の健康支援ネットワーク登録会員」または、「山形県看護協会会員」を講師として派遣し、「出前授業」の実施から報告までの一連の業務を行う。
*事業の流れは別紙2フロー図のとおり
3. 事業実施 公益社団法人山形県看護協会
4. 実施期間 令和8年7月1日(水)～令和9年2月28日(日)
5. 申込期間 令和8年5月1日(金)～令和8年5月31日(日)
6. 実施場所 依頼学校等の指定する場所
7. 対象者 県民及び山形県内の小・中・高等学校の児童生徒、保護者、教職員
8. 申込方法 Google フォームにより、申込期間に申込みこと
9. 講師選定 (1) いのちの教育・性の健康教育
①申込受理後、「性の健康支援ネットワーク会員」に一斉メールで通知する
②講師を受諾する会員は、所属施設の看護管理者の許可を得て返信する
③ネットワーク会員以外については、講師候補者の看護管理者の許可を得て決定する
④講師が決定しない場合は、地域を考慮し、病院等の看護管理者へ派遣を依頼する
(2) 看護の仕事
依頼学校等の地域を考慮し、病院等の看護管理者へ講師派遣を依頼する
※講師決定後
事務局は以下の書類をメールにて送付する
・講師および所属施設：講師派遣依頼書、講師派遣通知書(写)
・依頼学校等：講師派遣通知書
10. 講師謝金等 (講義準備費用及び旅費) 依頼学校等は、授業前の打ち合わせ、講師の交通費、日当、資料準備費等を含む費用として、以下のとおり支払うものとする。
(1) 基本謝金
講師1名につき、1講義あたり10,000円(税込)とする。
講師複数名の場合は、それぞれに謝金を支払うものとする。
(例)
・講師1名で2講義：20,000円(税込)
・講師2名で1講義：各10,000円(税込)
(2) 講義時間区分
・1コマ(60分以内)：10,000円(税込)
・2コマ(120分以内)：20,000円(税込)
(3) 受講者数区分
・100人まで：10,000円(税込)
・101人以上：20,000円(税込)

(参考) 謝金早見表

受講者数\講義時間	1コマ (60分以内)	2コマ (120分以内)
	100人以下	10,000円
101人以上	20,000円	20,000円

(4) 謝金の適用基準

講師謝金は、(1) 基本謝金を基準とし、(2) 講義時間区分および(3) 受講者数区分の条件に該当する場合は、各区分のうち最も高い金額を当該講義の謝金として適用する。

なお、これらの区分は基本謝金に対する加算ではなく、上書き適用とする。

1 1. 申込み上の注意事項

(1) 申込条件

講師派遣の申込みは、申込期間内に行われたものに限り受け付ける。

(2) 申込み要件

授業内容、対象者、希望日等を明確にしたうえで申し込むこと。

(3) 講師の指定

講師の希望は可能とするが、決定後の変更は原則として認めない

(4) 講義の取扱い

①「1 講義」とは、1 クラスまたは1 集団に対して実施する1 回の授業を指す。

②同一日に複数回実施した場合は、それぞれ独立した講義として扱う。

③複数クラスを合同で実施した場合は1 講義として扱う。

(5) キャンセル・変更

依頼確定後のキャンセルまたは内容変更については、速やかに連絡すること。

(6) 講師都合による変更

講師のやむを得ない事情により変更が生じた場合は、事務局が代替講師を調整する。

1 2. 申込・連絡先

公益社団法人山形県看護協会 看護政策課

〒990-2473 山形市松栄一丁目 5-45

電話 023-685-8033 FAX 023-646-8868

E-mail: jigyou@nurse-yamagata.or.jp